

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 27 年 3 月 兵庫県

1 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての兵庫県の取組方針を定めたものである。

このたび、平成 27 年 2 月 20 日付け国住指第 4428 号により、同指針が改訂されたことに伴い、本計画書についても、指針の改訂に即した改訂を行う。

2 基本目標

特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等と連携し、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを基本目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値について短縮を目指すこととする。

3 円滑な建築確認手続き等を図るための取組

3-1 建築確認審査の迅速化のための取組

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化のための取組方針を以下のように定める。

① 「確認審査等に関する指針」等に基づく適確な審査

建築基準法施行規則及び「確認審査等に関する指針」（以下「指針告示」という。）等関係告示に基づき、適確な確認審査を行う。

確認審査の具体の運用方法は原則として「建築確認手続き等の運用改善マニュアル [一般建築物用]」（一般社団法人 新・建築士制度普及協会発行）及び「同 [小規模建築物用（木造住宅等）]」（一般社団法人 木を活かす建築推進協議会）によるものとする。

② 「補正等の書面の交付」の適正な実施・運用

申請図書等の不備がある場合又は申請図書等の記載事項に不明確な部分がある場合は、指針告示に基づき、申請者に対して「相当の期限」を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面の交付（以下「補正等の書面の交付」

という。)を行う。

「相当の期限」は、補正等の書面の交付以降の申請者が追加説明書等を作成する期間も法第6条第4項又は第18条第3項（以下「法第6条第4項等」という。）の確認審査期間に含まれることに留意しつつ、指摘内容等に応じて申請者が十分に対応可能な期間を設定することとする。

また、審査期間の短縮、申請者の負担軽減等を図るため、指摘事項については可能な限りまとめて示すことを原則とするが、意匠審査において特に建築計画に大きく影響する斜線規制、容積率制限等についての問題を発見した場合には、速やかに申請者に対して補正等の書面の交付を行う。なお、この場合、全ての指摘ではない旨を連絡する。

③ 「法定通知」の適正な実施・運用

以下の場合等は、指針告示に基づき、「正当な理由」があるとして法定通知を行う。

法定通知を行う場合の「正当な理由」に該当するケース

- (1) 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しているなど、建築計画が確定していると認められない場合
- (2) 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難な場合
- (3) 補正等の書面の交付を行った場合において、定められた期限までに申請者からの補正又は追加説明書の提出がない場合、又は、提出があってもその内容が不十分な場合

原則、法定通知により確認審査は終了することとなるが、上の(3)のケースにおいて審査の継続実施が可能と判断される場合は、期限を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めるものとする。

なお、確認審査の終了・継続にかかわらず、法定通知以降の期間は法第6条第4項等の確認審査期間に含めないものとする。

④ 構造計算適合性判定手続きの円滑化

平成26年の建築基準法改正により、構造計算適合性判定に係る手続きの合理化が図られ、構造計算適合性判定が建築主事等の審査から独立した。

具体的には、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改められ、建築主が審査者や申請時期を選択できるようになった。

この制度改正により、指定構造計算適合性判定機関による先行審査や、建築主事等との並行審査が可能になったことから、手続きの円滑化のため、審査段階における指定構造計算適合性判定機関とのより一層の連携・調整を行う。

3-2 建築確認の審査過程のマネジメントのための取組

建築確認の審査過程を適正にマネジメントするための取組方針を以下のとおり定める。

① 物件毎の審査の進捗状況の適正管理

各物件における確認審査の進捗状況等を適正に管理できる体制を整備する。特に審査が長期化している物件、長期化のおそれがある物件等については、法第6条第4項等の確認審査期間に十分留意し、指針告示に基づく「補正等の書面の交付」及び「法定通知」を適正に実施するとともに、必要に応じて指定構造計算適合性判定機関と調整等を行う。

また、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を適宜、整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

② 建築確認審査に係る情報の共有化

特定行政庁及び指定確認検査機関も含めた審査担当者全体の審査技術力を向上させるとともに、統一的な運用、確認手続きの公平性・効率性等を確保するため、兵庫県下特定行政庁等連絡会議等を活用し、一般から寄せられる確認審査に係る意見・苦情、確認審査業務における諸課題、それらへの対応等について、協議・意見交換等を行い、確認審査に係る情報の共有化を行う。

③ 審査職員への研修等の実施

審査担当者の審査能力の向上、審査のバラツキの防止等を図るため、確認審査を行う職員に対する審査研修等を適宜、実施する。

3-3 指定確認検査機関等に対する指導監督の徹底

指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導監督を行うための取組方針を以下のとおり定める。

① 指定確認検査機関に対する指導監督

指定確認検査機関における確認審査業務の公正かつ適確な実施を確保するため、当該機関における審査体制、審査過程、審査内容等について、法第77条の31第1項及び第2項に基づく報告徴収、立入検査等を適宜実施し、必要な指示、監督命令、国土交通大臣への報告等を行う。

立入検査については、特定行政庁にも実施を促し、必要に応じて合同で検査を実施する。

② 指定構造計算適合性判定機関に対する指導監督

指定構造計算適合性判定機関における構造計算適合性判定業務の公正かつ適確な実施を確保するため、当該機関における審査体制、審査過程、審査内容等について、法第77条の35の12第1項※に基づく報告徴収、立入検査等を適宜実施し、必要な指示、監督命令等を行う。

また、判定員の指摘事項の平準化、判定業務の迅速化等を図るため、定期的に任意の立入検査を実施し、判定に日数を要した物件等について、日数を要した要因等を主に技術的見地から調査し、必要な指示を行う。

さらに、判定業務のより一層の円滑化を図るため、関係団体、申請者等から寄せられる意見・要望等も踏まえ、判定業務の改善等方策について、機関側と必要に応じて継続的に協議・意見交換を行う。

※平成 27 年 6 月 1 日以降は、法第 77 条の 35 の 17 第 1 項に基づくものとなる。

3-4 その他

本推進計画書で定めた取組の実効性を確保するため、計画書を兵庫県ホームページで公表する。